令和5年

桑折町農業委員会会議録

第3回総会

令和5年3月17日

桑折町農業委員会

桑折町農業委員会総会

- 1. 日 時 令和5年3月17日 午後2時28分
- 2. 場 所 桑折町役場 大会議室
- 3. 応召委員 次のとおりです。

1	古	JII		清	2	蓬	田	浩	幸
3	氏	家		浩	4	浅	野	国	英
5	朽	木	泰	男	6	髙	橋		貢
7	佐	藤		親	8	小	野	策	七
9	佐	藤	徳	雄	1 0	浅	尾目	出	夫

農地利用最適化推進委員

- 4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員10名及び、農業委員会の要求により 出席した農地利用最適化推進委員3名です。
- 5. 総会日程
 - 第1 議事録署名人の指名
 - 第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利 用集積計画の決定について
- 6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

 係
 長
 吉
 田
 安
 孝

 主任主査
 松
 原
 義
 行

 農業振興調整官
 荒
 川
 光
 弘

7. 本会議開会宣言

(桑折町農業委員会会議規則により会長が議長となる)

会 長

ただ今から令和5年第3回総会を開会いたします。

本日の出席委員は10名中10名です。在任する委員の過半数が出席しており、 桑折町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立しております。

まず、総会日程第1の議事録署名委員を指名いたします。

桑折町農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、 議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長

それでは議事録署名委員を指名いたします。

5番 朽木 泰男 委員

6番 高橋 貢 委員を指名いたします。

会 長

それでは、総会日程第2の議案第5号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、整理番号1については、1番 古川清 委員が譲受人となっていますので、桑折町農業委員会会議規則第16条の規定による議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(1番 古川 清 委員 退席)

会 長

それでは、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第5号、農地法第3条 整理番号1を朗読後、説明】

詳細につきましは、議案書及び協議会で説明したとおりです。

今回の所有権移転により、譲受人は引き続き耕作し管理する計画です。

譲受人が引き続き耕作することになりますので、営農に影響はないものと考えます。

また、譲受人は3条許可要件をすべて満たしていますので、問題はないと考えます。

会 長

ただいまの説明に関連して、整理番号1の内、伊達崎地区担当である 亀岡範 彦 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

亀岡委員

整理番号1の内、伊達崎地区分について現地を確認してきました。

申請地は、現在も耕作している農地です。経営移譲するための申請です。

今回、農地を息子さん移譲しても、これまでと同様に耕作することが確実と思 われますので、問題はないと考えます。

本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと思います。

会長

ありがとうございました。続いて整理番号1の内、南半田地区担当である 横山正春 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

横山委員

整理番号1の内、南半田地区分について、現地を確認してきました。 申請地は、現在も耕作している農地です。経営移譲するための申請です。

今回、農地を息子さんに移譲しても、これまでと同様に耕作することが確実と 思われますので、問題はないと考えます。

本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと思います。

会 長

ありがとうございました。続いて整理番号1の内、北半田地区担当である 早田與喜治 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

早田委員

整理番号1の内、北半田地区分について、現地を確認してきました。 申請地は、現在も耕作している農地です。経営移譲するための申請です。

今回、農地を息子さんに移譲しても、これまでと同様に耕作することが確実と 思われますので、問題はないと考えます。

本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保

に支障は生じないものと思います。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたしま す。

議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第5号は、原案のとおり決定いたしました。

(1番 古川 清 委員 入室し着席)

会 長

次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用 地利用集積計画の決定について」を議題といたしますが、議事参与の制限の関係 で、分けて審議することにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長

それでは、議事参与の制限の関係で整理番号2から125、136及び138 について、先に審議いたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第6号、農業経営基盤強化促進法 整理番号2から125、136及び 138 (利用権設定) 朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

桑折町長から決定を求められた、整理番号2から125、136及び138の

計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている と考えます。

会 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたしま す。

整理番号2から125、136及び138について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、整理番号2から125、136及び138について、原案のとおり決定いたしました。

次に、整理番号126から135については、7番 佐藤 親 委員が代表となっている法人が設定人となっていますので、桑折町農業委員会会議規則第16条の規定による議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(7番 佐藤 親 委員 退席)

会 長

整理番号126から135について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第6号、農業経営基盤強化促進法 整理番号126から135 (利用権設定) 朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

桑折町長から決定を求められた、整理番号126から135の計画の内容は、 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 会 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

整理番号126から135について、原案のとおり決定することに賛成の方は 挙手をお願いたします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、整理番号126から135は原案のとおり決定いたしました。

(7番 佐藤 親 委員 入室し着席)

会 長

次に、整理番号137については、議事参与の制限により、議長を職務代理者 に交代いたします。

職務代理

議長を交代しました。整理番号137については、 浅尾会長 が設定人となっていますので、桑折町農業委員会会議規則第16条の規定による議事参与の制限により、整理番号137の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(浅尾会長 退席)

職務代理

整理番号137について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第6号、農業経営基盤強化促進法 整理番号137(利用権設定)朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

桑折町長から決定を求められた、整理番号137の計画の内容は、農業経営

基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

職務代理

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

職務代理

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたしま す。

整理番号137について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いたします。

(全員挙手)

職務代理

全員賛成ですので、整理番号137は原案のとおり決定いたしました。

(浅尾会長 入室し着席)

職務代理

議長を会長に交代いたします。

会 長

議長交代いたしました。

以上を持ちまして、3月総会に提出されました案件は全部終了いたしました。 令和5年第3回総会を閉会いたします。

閉 会(午後2時40分)

上記会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年3月17日

桑折町農業委員会会長

桑折町農業委員会議事録署名人

桑折町農業委員会議事録署名人